

前橋市中学生海外研修事業実施要綱

(目的)

第1条 前橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、多様な文化との交流や体験を通して、国際感覚を身につけた青少年を育成することを目的として、中学生の海外派遣研修を行うものとする。

(国際教育推進委員会の意見)

第2条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、前橋市国際教育推進委員会に対し、事業の企画及び運営に関する意見を求めるものとする。

(研修の対象者、研修先、時期及び期間)

第3条 本事業の対象者は、本人及び保護者とも市内在住で、市内中学校及び県立中央中等教育学校に通う2・3年生の生徒とする。

2 研修先及び時期等は、次のとおりとする。

- (1) 研修先：オーストラリア
- (2) 時期：夏季休業期間中
- (3) 期間：15日間

(研修の参加資格)

第4条 研修の参加資格を有する者は、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 事前研修、本研修、事後研修のすべてに参加できる者
- (2) 帰国後、研修体験を活かして、国際交流事業に積極的に取り組める者
- (3) 海外での研修及びホームステイに適応する能力及び意欲を有する者
- (4) 本人が研修への参加を希望し、かつ、保護者が承諾した者
- (5) 基礎的な英会話能力を有し、かつ、英会話に興味をもつ者
- (6) 校内において、積極性・協調性をもって活動している者
- (7) 心身ともに健康で、海外研修に耐えられる者
- (8) アレルギー疾患等がある参加者で、「学校生活管理指導表」またはそれに準ずるものを在籍校が保管している場合、同表またはそれに準ずるものの写しを前橋市教育委員会が在籍校長から取り寄せることに同意できる者

2 前項の規定にかかわらず、長期間の海外生活経験者（満7才を迎える年度の4月以降に通算して6か月以上の海外生活を経験した者）、国又は地方公共団体が行った同種の事業に参加したことがある者及び本事業に参加したことがある者は、参加資格のない者として扱う。

(研修内容)

第5条 研修内容は、事前研修、研修先でのホームステイ、英語研修、現地青少年との文化・スポーツ交流、体験学習及び市内見学とする。

(参加者の募集等)

第6条 参加者の募集及び選考方法については、次のとおりとする。

- (1) 募集及び選考方法は、校長が報告した者のうちから前橋市教育委員会で実施する選考審査を経て教育長が決定する。
- (2) 参加を希望する者は、前橋市中学生海外研修事業研修生申込書（様式第1号）を提出する。
- (3) 参加者数は、1校3名までとする。

(誓約書の提出及び決定の取り消し)

第7条 参加を希望する者は、申込時に誓約書（様式第2号）を提出するものとする。

2 教育長は、参加者決定後であっても、次の各号のいずれかに該当するときは決定を取り消すことができる。

- (1) アレルギー体質等への特別な配慮が必要な者でホームステイ先での対応が難しい場合
- (2) 研修生としてふさわしくない行為等を行った場合
- (3) 災害その他の事故等により、参加が困難になった場合

(参加負担金)

第8条 渡航費及び研修に要する費用の一部として、参加者から徴収する負担金の額は、18万円とする。

(参加負担金の免除)

第9条 次に掲げる場合は、参加負担金を免除することができる。

- (1) 就学援助制度（要保護・準要保護）適用家庭の生徒である場合
- (2) 教育委員会において審査した結果、就学援助制度（要保護・準要保護）の適用を受ける家庭の状況に相当すると認められた場合
- (3) 前各号に定めるもののほか、教育長が特に必要と認める場合

(参加負担金の納付)

第10条 参加負担金は、前橋市教育委員会が定める日までに、前橋市指定金融機関に一括納付するものとする。

(その他)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。